平成２５年（フ）第１３７８号
京都府久世郡久御山町田井荒見101番地５
債務者　早川千穂子
1　決定年月日時　平成26年１月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月11日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第１３７９号
京都市右京区花園鷹司町１番地　花園団地10棟202号
債務者　岩岸　良宏（旧姓徳山）
1　決定年月日時　平成26年１月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月11日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第１３９０号
京都市伏見区鷹匠町34番地
債務者　今井有規子
1　決定年月日時　平成26年１月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月11日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第１４２０号
京都市左京区岩倉下在地町132番地３　ベルメゾン洛北105、前住所京都市左京区岩倉下在地町106番地１
債務者　内藤　江里
1　決定年月日時　平成26年１月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月11日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第１４２５号
京都市伏見区醍醐西大路町１番地１　醍醐東市営住宅４―101
債務者　白井　基代
1　決定年月日時　平成26年１月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月11日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第１４３６号
京都市伏見区深草平田町３番地１　ナトゥール深草102号
債務者　村山　京子
1　決定年月日時　平成26年１月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月11日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第１４４３号
京都市伏見区向島東定請10番地１
債務者　高矢　　巧
1　決定年月日時　平成26年１月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月11日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第１２号
京都市中京区壬生相合町25番地４　ディスターアベニュー518号
債務者　竹田　克司
1　決定年月日時　平成26年１月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月11日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第１１３７号
堺市中区東八田350番地１　フレ・アンブルール201号
債務者　山中　雄二
1　決定年月日時　平成26年１月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月11日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第１１９７号
大阪府柏原市今町１丁目２番13―504号　柏原ファミリーハイツ
債務者　池田　隆彦
1　決定年月日時　平成26年１月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月11日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第５２号
山口県萩市大字椿東5099番地１、前住所山口県防府市岩畠１丁目４番40号（信栄荘１号）
債務者　田村　妙子
1　決定年月日時　平成26年１月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月11日まで
山口地方裁判所萩支部

平成２５年（フ）第７６号
福岡県行橋市大字上検地184番地１　コーポ藤Ａ棟202―野中方
債務者　小山　千春（旧姓百合本）
1　決定年月日時　平成26年１月15日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月11日まで
福岡地方裁判所行橋支部破産係

平成２５年（フ）第４８９号
大分市大字小池原1178番地の３　メゾンジュネス101
債務者　造士　良幸
1　決定年月日時　平成26年１月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月11日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第４９０号
大分市大字小池原1178番地の３　メゾンジュネス101
債務者　造士　佳代
1　決定年月日時　平成26年１月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月11日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第１３４号
北海道白老郡白老町川沿２丁目２番３―205号　美園団地Ｔ２棟205号
債務者　佐藤　直人
1　決定年月日時　平成26年１月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月12日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２５年（フ）第３１４号
盛岡市西仙北１丁目37番11―307号
債務者　藤原　志帆
1　決定年月日時　平成26年１月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月12日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２５年（フ）第７５号
宮城県石巻市流留字五性橋９番地58、前住所宮城県石巻市松原町９番16号
債務者　土田　和広
1　決定年月日時　平成26年１月15日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月12日まで
仙台地方裁判所石巻支部破産係